

第 36 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 1 7 日（金）午前 9 時 33 分から 9 時 54 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一
ト.	中島	一三			

4. 欠席委員

農業委員	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
------	-----	----	----	-----	----	-----

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	雨田	俊孝
----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 2 年度第 36 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎

農地振興係
農地集積支援員

中村 陽星
牛野 学

7. 会議の概要

事務局 開会前に、本日の欠席者について、欠席の届が出ておりますので報告いたします。

議席番号 3番、池亀 昭次 委員。4番、牛野 進一郎 委員。
農地利用最適化推進委員の 雨田 俊孝 推進委員でございます。

それでは、本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただいまから、第36回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 2番、中里安男 委員。6番、小山 重和 委員 を指名します。

議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度 第36号 農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、令和2年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 1件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期を令和2年8月1日から令和7年7月31日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡ の1件です。

資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・90歳、利用権の設定を受ける者は、Bで、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は畑、面積は ●●㎡、賃借料は10アール当り1万円の口座払いで期間5年の新規設定です。図面は、5ページに添付してありますのでお目通し願います。

賃借権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明

を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・C、譲受人・D 外1件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。中村主事補。6ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 D です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

他に〇〇字△△××番、の合計2筆。地目は畑、地積は●●㎡。地積合計は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、7ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は9ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、西之表市〇〇××番地 E。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 F です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は14ページから添付しています。

以上2件につきましては、7月9日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番、寺田 委員。

8番委員 1番ですけれども、DさんはBの娘さんであります。ということで、C

さんの畑の隣に D さんの畑もございまして、それと道を挟んだ反対側に B の牧草地もありまして、ほとんどその辺に牧草畑を集積するというこ
とで進んでいるようでございます。ですから今、牧草を作付けしてござ
いますので、土地の集積も出来てきますし、効率的に農地を利用できるもの
と
思います。

2 番に関しましては、E さんという方でございますけれども、〇〇の
G さんの長女の方でございまして、名義が E さんになってございまして、そ
れを F さんが買うということでございまして、この前の案件の H さん
の土地とほぼ同一の場所でございます。こちらは、土地の集積を図って、
採草地として利用したいということでございまして、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、
原案のとおり決定いたします。

議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非
農地証明）について、申請人・I 外 2 件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。中村主事補。
19 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明に
ついて審査を求めるもので、3 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 I。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現
況地目は 宅地。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、平成 12 年頃 です。

現況といたしまして、『平成 12 年以前より耕作をしておらず木造スレー
トぶき平屋建の車庫が建築されており宅地として利用されている』 との
ことです。

参考資料は 20 ページから添付しています。

整理番号 2 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現
況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

他に同字 3 筆、××番・××番・××番の合計 4 筆。現況地目はともに
山林、地積合計は ●●㎡ です。

変更年月日については 昭和 45 年頃です。

現況といたしまして、『昭和45年以前より耕作をしておらず、杉が植林された状態であり山林として利用されている』とのことです。

参考資料は23ページから添付しています。

整理番号3番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は畑、現況地目は原野。地積は●●㎡です。

変更年月日については平成12年頃です。

現況といたしまして、『平成12年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態であり原野として利用されている』とのことです。

以上の内容につきましては、7月9日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしません。

整理番号1番・2番・3番、西田 暁 委員。

10番委員 1番・2番・3番について説明いたします。

事務局から詳しい説明があったとおりでございますが、1番のI君の土地は図面を見て分かるように、両脇が家で囲われており以前より宅地として利用されています。

それから2番・3番のJ君でございますが、2番、〇〇字△△の山林に〇畝。私も現地調査をしましたが、現地は荒れており、Kさんの奥さんから聞き取りをしたところ、奥さんも田んぼに行ったことはない、多分、町の水田転作ということで、ここに最初から杉を植林していたということです。3番、〇〇字△△に〇反〇畝、〇〇川の反対側になりますが、現場に行くのには船を使わなければならないということで、道側から確認しました。多分あそこには親父さんが現役時代、煙草を耕作していたということで、ここは全体がLの3キロ警戒区域内であることから、活用は難しいということです。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありますか。

(「はい。」の声あり)

議長 長 はい。高田 照美 委員。

12番委員 整理番号2番の現況：田となっておりますが、これを現況：山林に変更した方が良いと思います。

議長 長 はい。事務局。

事務局 はい。今の質問に関しては資料の誤りですので、訂正をお願いします。正しくは「山林」です。

議 長 はい。「山林」に訂正をお願いします。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。